

阿良須神社の中世文書

志樂莊研究会

一 政所堯基大森宮晦日講田宛行狀

〔端裏書〕
〔西大寺下知狀 觀應元年庚寅三・廿三〕
宛行

春日部村大森宮每月晦日講田事

合壹段者

右田者、自往古、爲釋迦講田之上者、專光房
「令領知、每月晦日講無退轉、可被勤仕者也
」向後更不可有相違、但於彼田者、或令讓與
「于他所之仁、或不可有私領之號、任先例」
令勤行可被知行、仍所宛行之狀如件
觀應元年三月廿三日

政所堯基（花押）

二 政所堯基一宮供田宛行狀

丹後國加佐郡志樂庄春日部村一宮御供田之事

合五反者 在所會保谷境杉か谷

右水田者、爲日日御餼料奉寄進、可令祈天下
泰平萬人快樂庄内安穩也、向後更不可有相違、

但於彼田者、或令讓與于他所之仁、不可有私
領號、故無懈怠可令勤行、仍宛行之狀如件
觀應元年 政所堯基（花押）
庚寅六月三日

政所堯基（花押）

三 壹澄大森宮講田讓狀

〔端裏書〕
〔應永三年丙子極月十五日 御讓狀也三〇〇〕
讓渡春日部村大森宮講田事
合一段者

右彼田者、每月晦日講仁無「懈怠致勤行、可
全領知者也」同公方之御宛狀相副、小納言房
「讓與實也、仍爲後日讓狀」如件
應永三年十二月十五日 臺澄（花押）

臺澄（花押）

四 御所（政所力）某下知狀案

西大寺領丹後國志樂庄之内春日部村事、
爲光明眞言料所せず千他之間、役夫公米已下

諸公事并守護（使）伏入部等、永停止之任先例之旨
不除公文各等全一圓所務、可被祈天下安全之
狀如件
應永四年 右御所御判

右御所御判

五 御所（政所力）某下知狀案

西大寺光明眞言料所丹後國志樂庄春日部村諸
公事守護役等事、所免許之狀如件
應永五年十月三日 右御所御判

右御所御判

六 政所宣秀若宮法樂田下知狀

〔端裏書〕
〔小倉若宮安堵狀 應永廿三乙十一月廿日〕

丹後（國加佐）郡（志樂）庄春日部村小倉若宮
法樂田事
合半者 大森宮寄進田
八反之内在之

右件之水田者、爲先師相傳之地、金剛院住侶
「小納言律師盛舜當知行、于今無其煩之處」
以結衆等私曲之計、成違亂與恥辱云々、自由
「狼籍之至太以不可然、仍任理運之旨重致成」
敗之間、雖屬無爲就時々剋々、依可爲錯亂之
基」加此一言、所詮於向後者、無他之妨令全
知行、彌抽慳」慳鄭重之懇誠、捧最上甚深之

法味、奉倍鎮守「靈舍之威光、可令祈天下泰
平萬人快樂、殊者村中」安穩、各願成辯給者
也、但讓與他所之仁、曾以不可有私領「號」、
雖然此仁就公私不調不儀之事出來之時者、爲
公方」之計、即疾所可被改替也、仍爲後代龜
鏡、下知之狀如件
應永廿二年乙未十一月廿日 政所
宣秀（花押）

宣秀（花押）

七 政所宣秀大森社晦日講田下知狀

丹後國加佐郡志樂庄春日部村大森社
晦日講田事

合壹段者

右件之田地者、爲自先師專光坊相傳之「領地、
小納言律師盛舜當知行、于今所無相」違也、
仍任讓與之支證、向後更無他之妨、全」知行
殊抽懇念、彌可被修勤行者也、但於此」下地
者、讓他所之仁、努不可有私領之儀之狀如件
應永廿二年乙未十一月廿日 政所
宣秀（花押）

八 權律師盛舜大森社晦日田讓狀

志樂庄春日部村大森晦日田事

合壹段石代者 在所大坪
文書數四通〇

右件田者、自先師相傳領地也」然を金剛院大

門坊之坊領ニ付渡」者也、然問天下大平并地
下」公方之御禱祈、每月晦日ニ無」懈怠勤行
候て、永代可有知行」者也、依爲後日讓狀如
件
永享二年 卯月十六日
權律師盛舜（花押）

永享二年

權律師盛舜（花押）

九 政所會禰兵衛助一宮置文案

定 志樂庄一宮置文案

禰宜事ハ、於座衆之内、爲一老可持并
祝の事、爲二老可持、然者神恩に
八斗代壹段ツ、可取者也
一、大般若講并九日仕立等事、禰宜・祝
爲兩人打變に可勤者也
一、御供打蒔風情事、禰宜・祝・講長
爲兩三人可取者也

一、每月 事、於神前無退轉連夜可〇
一、神田所當米事、講師坊・禰宜・祝
座衆兩三方奇召算用候て、相殘
分候ハ、御宮の造榮あるへく候、
如此定置上者、禰宜・祝・座衆聊
違亂あるへからず、背此旨輩者、爲座衆
堅其成敗あるへく候、仍御宮置文
狀如件

文案六年二月十一日

十 志樂庄一宮造營田坪付注文

一宮造營田之事

合長祿三年分

貳段 六斗代 但今ハ八斗代一反二作、長祿二年ハ不作
同長祿三年所當八斗會保谷さかい

參段 六斗代 長祿二年ハ不作
同長祿三年所當貳石五斗杉か谷

壹段 八斗代 小河

貳段 八斗六升代 小河

貳段 七斗代 小河

貳段 六斗代 但今ハ一反二作、座衆分朝來さかい

壹段 八斗代 大坪丁田

半 八斗代 但今ハ參斗代作 小河ラサキ

半 石代 垣内堂下

壹斗代 不作 シミツ島本

半 八斗代 但今ハ五升代二作、大柳河より
今ハ不作 (カ)

半 石代 今ハ四斗代二作、算の口

壹段 石代 十五日田

貳段 石代 御社

(以下 後欠)

十一 志樂庄一宮神田算用帳

志樂庄一宮神田さん用帳事

合 長祿三年加地子免除定
納拾七石一斗三升八合内

米

- 下行六石三斗九升内
- 二斗五升 てうさんまいとの
- 上ふき之時人夫食
- 一斗 同時さけ米
- 二斗 やふさめ酒入
- 三斗 同時飯米
- 一斗 馬大豆
- 二斗 一宮中門上ふき大工人夫食
- 六升 同御れうやふく時
- 大工食
- 貳石九斗 二月五日大般若
- (一斗) 志やう
- 一斗 同六日座衆朝食
- 七升 二月一日若宮御供もち共
- 六升 同時座衆朝食
- 五升 若宮すかきかへ
- 人夫食
- 三斗五升 三月三日御供酒米
- 一斗 四月三日御供
- 三斗五升 五月五日御供酒共
- 三斗五升 六月十五日御供酒共
- 五斗 大工人夫食一宮
- 若宮のしたて時
- 三斗五升 七月七日御供さけ共

以上六石三斗九升

錢方下行分

- 九石五升和和市一斗宛中和市
- 分錢
- 九貫五十文内
- 一貫文 てうさんまいとのふき
- 百五十文 同おそへの竹代
- 百文 魚代やふさめの時
- 二百文 やふさめいての禮錢
- 一貫六百文 一宮中門上ふき
- くれ代
- 三百文 同くきの代
- 五百文 同大工作料
- 五百文 御れうやくれ代
- 二百文 上ふき作料
- 百文 同くきの代
- 百五十文 てうさんつまと
- 作料
- 一貫貳百文 大般若ふせ二月五日
- 百文 くせまいく方へ
- 五十文 同六日座衆
- 朝食うほの代
- 百文 上安賀にて御はけ
- 立の時まいく二遣

二百文 若宮すかき竹かふ代

五十文 六月十五日座衆魚の代

一貫二百文 一宮二宮のしたて

くれ代十三間余

一貫五十文 大工作料廿一日分

五百文 同くきの代

百文 七月七日まいくへ出

三百文 きり戸かふ代

以上九貫六百五十文

米錢分米

(殘) 以上拾六石一斗四升

一石九升八合

長祿四年九月十六日

十二 志樂庄一宮神田坪付注文

〔端裏書〕

〔丹後國志樂庄春日部村一宮坪付注文〕

- 壹宮之田坪付之注文
- 二段 六斗代 在所ソフ谷ノさかい
- 三段 六斗代 すかたに
- 一段 七斗代 五月なてのはしのした
- 二段 八斗代 同はしのうへ
- 一段 七斗代 同在所うへ
- 二段 七斗代 同はしのうへ
- 一段 三斗代 おさき
- 二反 石二斗代 うわとなわてのした
- 一反 石代 ミやのまへ

河嶋主計允殿

十四 代官河嶋安秀一宮夏田宛行狀案

〔端裏書〕

〔一宮夏田〕

志樂庄春日部村一宮夏田之事

合壹段者

右田者、毎年一夏之間、日參勤行」轉續般若等可有之、殊者爲公方」之御祈禱庄内安全諸人快樂也」故爲明王院役勤行無懈怠者、於」彼下地永代知行不可有相違者也」仍宛行狀如件

寛正三年壬午三月十五日 代官河嶋主計允 安秀 判

十五 某書下狀案

〔端裏書〕

〔一宮〕

志樂庄一宮之祝職事、召合」致札明候處、座分方ニ申趣」并支證明鏡上者、理運不能」左右候間、向後可守彼證文」旨、堅可被加成就候

恐々謹言

〔異筆〕

〔寛正四〕

七月廿三日

政所殿

十六 政所河嶋安秀一宮祝職下知狀案

志樂庄一宮祝職事

垣内權守致訴訟之間、與當祝於上使之前致對決之處、當祝并座中出帶數通之證狀之間、彼支證等明鏡上者、任其旨上使被出折紙口斗當祝并座衆爲理運之間、盡未來際垣内權守令停止違亂如此之上者、於向後垣内權守有及競望事者、可被處罪科者也、然者任京都御成敗之旨、於修理田等者、代官別當并座衆致談合可專修造并神祭等者也、萬一背此旨有不法懈怠之伐者、改替祝職次、年老仁可充行之者也、仍下知狀如件

寛正四七月廿三日

政所河嶋主計 安秀

別當并祝座衆中

十七 祝等一宮夏田米請文

春日部村一宮夏田米の事

當年の事は、彼田をよそへうり候間、二石米を座衆してとりたてたされ可申候、彼田おうり候によりて、かの田の請狀申候、仍爲後日請狀如件

寛正七年二月廿九日

祝 花押

上兵衛 花押

十三 家有一宮祝職造營田宛行狀案

〔端裏書〕

〔一宮〕

丹後國志樂庄一宮祝職造營」田事、雖令相續垣内權守、及大破」條太不可然、所詮數通證狀補」任旨、早令改替彼職、年老次」第可被申付之、於修理田者、代官」并別當座衆相共致執沙汰、可被」專造營、至權守所持支證者悉」以致棄破訖、此條可被存知狀如件

寛正貳

四月廿五日

家有

- 備考
1. 一宮神社誌は上西柁太郎撰「正一位一宮神社誌 全」大正四年(一九一五)の大正十一年(一九二二)再版本による。11は後欠。
 2. 京都府文化財登録 昭和五十八年(一九八三)「8.寛正二年(一四六一)志楽庄一宮之田坪付注文及長祿三年同一宮造菅田坪付注文」(「京都の美術工芸・中丹編」京都府文化財保護基金)
 3. 『阿良須神社誌』昭和五十八年(一九八三)

年	月	日	西暦	文書名	一宮神社誌	京都府文化財登録	阿良須神社誌
六	応永廿二年	十一月廿日	一四一五	政所宣秀若宮法楽田下知状	13		三
七	永享二年	四月十六日	一四三〇	政所宣秀大森社晦日講田下知状	4		四
八	永享二年	四月十六日	一四三〇	権律師盛舜大森社晦日田讓状	5		五
九	文安六年	二月十一日	一四四九	政所曾称兵衛助一宮置文案	10		六
十	長祿四年		一四六〇	志楽庄一宮造菅田坪付注文	7		七
十一	長祿四年	九月十六日	一四六〇	志楽庄一宮神田算用帳	欠		八
十二	寛正二年	二月五日	一四六一	家有一宮祝職造菅田坪付状案	11		七
十三	寛正二年	四月廿五日	一四六一	代官河嶋安秀一宮夏田宛行状案	7		十一
十四	寛正三年	三月十五日	一四六二	某書下状案	16		十
十五	寛正四年	七月廿三日	一四六三	政所河嶋安秀一宮祝職下知状案	9		十二
十六	寛正四年	七月廿三日	一四六三	祝等一宮夏田米請文	8		欠
十七	寛正七年	二月廿九日	一四六六	祝等一宮夏田書下状	5		欠
十八	寛正七年	二月廿九日	一四六六	小倉新屋左衛門二宮彼岸田売券	6		欠
十九	文明七年	十二月十三日	一四七五		12		十三
計					17通		13通

正誤表

頁	段	行	誤	正
2	中	15	地頭職	地頭職事
3	下	8	一九九〇年	一九九一年
6	上	25	小御堂	「此御堂」
8	上	秋包の図1欄		
10	上	図1右側③の右上〇		④
10	上	図2	カワマンジユウ	ウワマンジユウ
12	上	図3		

『舞鶴地方史研究』第二二二号

阿良須神社中世文書一覽表

年	月	日	西暦	文書名	一宮神社誌	京都府文化財登録	阿良須神社誌
一	観応元年	三月廿三日	一三五〇	政所堯基大森官晦日講田宛行状	1		一
二	観応元年	六月三日	一三五〇	政所堯基一宮供田宛行状	17		欠
三	応永三年	十二月十五日	一三九六	臺澄大森宮講田讓状	2		欠
四	応永四年		一三九七	御所(政所)某下知状案	欠		欠
五	応永五年	十月三日	一三九八	御所(政所)某下知状案	14		欠
計					15		欠

阿良須神社中世文書一覽表

依有由緒、小倉新屋左衛門讓渡處、支證「明鏡無其隱、佐間(候)毎月晦日於二宮勤行」無懈怠候、又二月彼岸講無其懈怠取行」申者也、然間ほうり其外座衆談合仕、限「永代代物五貫文金剛院民部公賣渡申」處實正明鏡也、此文言之上者、座衆又私「於子々孫々違亂煩申者出來者、地下公方」其外官座衆而、堅被行御罪科可申者也、仍爲後日之旨證文賣券之狀如件

文明七年己未十二月十三日賣主 小倉新屋左衛門(花押) 時之はうり 安井道之下 左衛門(略押)

阿良須神社中世文書十九通のうち、京都府文化財に登録されている十三通については、『阿良須神社誌』所収「阿良須神社文書」(中嶋利雄)、『神道大系・神社編三十五』所収「

阿良須神社資料」(藤井學)を参考にしながら原文書にあたった。『正一位一宮神社誌全』に掲載されているながら原文書が所在不明の六通は、大正十一年再版の同書および井上金次郎「字志楽『阿良須神社』文書」(『舞鶴地方史研究』第六号 一九六七年)により翻刻した。文書番号二・十六については、上西柁太郎「一宮社二関スル古書写」(明治廿八年)により校訂した。二はその時点において「原書ハ不詳」と朱記されている。

史料の翻刻にあたり、井上金次郎先生・中嶋利雄先生・京都府立丹後郷土資料館石川登志雄技師に御教示をいただいた。また、字田中の上西孫兵衛氏の御協力をいただいた。記して深謝したい。

(担当 高橋聰子)

祝等一宮夏田書下状

志楽庄春日部村一宮夏田の事

合石代一段者は、末の下

右彼田者、當年はよそへうり申候間、二石の米お座衆としてとりたてたくされ可申、明年より彼の田を夏増方へわたし可申候、その時一言子細申ましく候、仍彼日さた状如斯

寛正七年二月廿九日

上兵衛 花押
小倉兵衛 花押
祝 花押

小倉新屋左衛門二宮彼岸田賣券

賣渡申志楽庄春日部村二宮彼岸田之事

合捌斗代貳段者

右彼田地者、君尾智妙院重代相傳之下地也、